

京都大学立看板規程における「立看板」の定義、並びに11月祭、北部祭典及び教育学部祭において設置される諸構造物に対する同規程の適用について

【ご質問・ご要望】（投稿日：2018年5月18日）

「京都大学立看板規程について（9）」に対するご回答によりますと、「設置されるものが立看板であれば立看板規程が適用され、立看板ではない構造物であれば同規程の対象外となります」とのことですが、実際の運用を見ておきますと、一般的な常識に照らして立看板ではないものを立看板として扱っている事例（「●●●」設置の看板など）が多く見られます。当該規程においては「立看板」の厳密な定義が示されておらず、このような運用方法では11月祭、北部祭典及び教育学部祭において設置される諸構造物についても当該規程が適用されかねないこととなり、11月祭、北部祭典及び教育学部祭の開催に支障を与えかねません。

そこで、以下のように質問・要望いたします。

京都大学立看板規程における「立看板」はどのようなものを指すのでしょうか。お答え願います。

11月祭、北部祭典及び教育学部祭期間中の京都大学立看板規程の一時停止を再度要望します。

以上、よろしく願いいたします。

【回答】（回答日：2018年6月8日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

一般的に立看板とみなされるものを京都大学立看板規程の適用対象としています。本学内においては、定義がなくても、規程の適用は可能であるとの考えに立って制定しています。また、11月祭、北部祭典及び教育学部祭における模擬店その他の催しに伴って設置される立看板については、規程第11条に基づき、当該敷地を管理する部局の長が設置を認めることができる旨の規定を設けています。その上で、今後の運用を考えるに当たって、ご指摘の点は検討の参考とさせていただきます。